

事業所税 税額計算・申告書 記載例

～ ホテル・旅館のケース ～



ホテル・旅館のケース

非課税施設・課税標準の特例

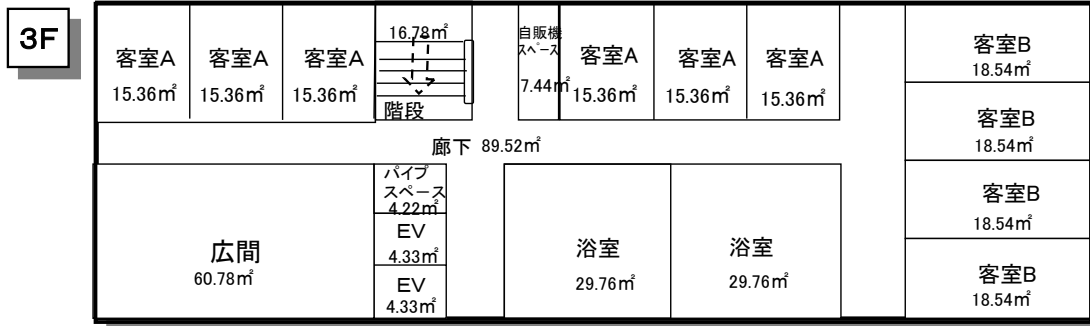
事業者:株式会社御陵ホテル

業種:ホテル業

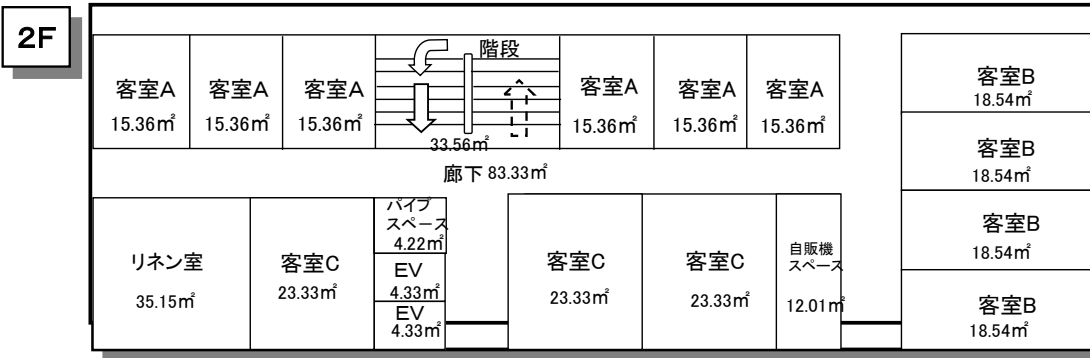
決算:8月決算

従業者数:25名

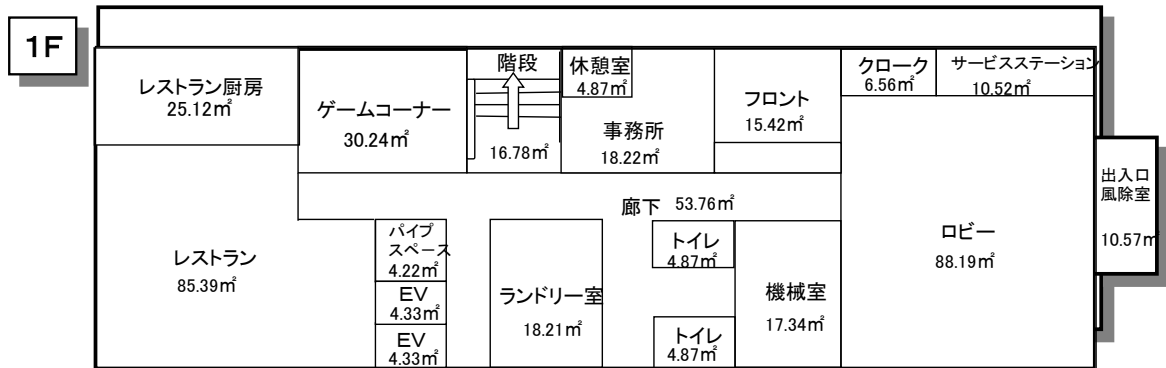
客室A	15.36㎡	6	92.16㎡
客室B	18.54㎡	4	74.16㎡
広間	60.78㎡	1	60.78㎡
浴室	29.76㎡	2	59.52㎡
EV	4.33㎡	2	8.66㎡
階段	16.78㎡	1	16.78㎡
パイプスペース	4.22㎡	1	4.22㎡
廊下	89.52㎡	1	89.52㎡
自販機スペース	7.44㎡	1	7.44㎡
計			413.24㎡



客室A	15.36㎡	6	92.16㎡
客室B	18.54㎡	4	74.16㎡
客室C	23.33㎡	3	69.99㎡
リネン室	35.15㎡	1	35.15㎡
EV	4.33㎡	2	8.66㎡
階段	33.56㎡	1	33.56㎡
パイプスペース	4.22㎡	1	4.22㎡
廊下	83.33㎡	1	83.33㎡
自販機スペース	12.01㎡	1	12.01㎡
計			413.24㎡



フロント	15.42㎡	1	15.42㎡
事務所	18.22㎡	1	18.22㎡
休憩室	4.87㎡	1	4.87㎡
クローク	6.56㎡	1	6.56㎡
サービスステーション	10.52㎡	1	10.52㎡
ロビー	88.19㎡	1	88.19㎡
ランドリー室	18.21㎡	1	18.21㎡
ゲームコーナー	30.24㎡	1	30.24㎡
レストラン	85.39㎡	1	85.39㎡
厨房	25.12㎡	1	25.12㎡
機械室	17.34㎡	1	17.34㎡
トイレ	4.87㎡	2	9.74㎡
EV	4.33㎡	2	8.66㎡
階段	16.78㎡	1	16.78㎡
パイプスペース	4.22㎡	1	4.22㎡
廊下	53.76㎡	1	53.76㎡
出入口	10.57㎡	1	10.57㎡
計			423.81㎡



合計			1,250.29㎡
-----------	--	--	------------------

資産割の免税点判定 市内に所在する事業所等の事業所床面積の合計(除く非課税床面積)が1000㎡以下の場合には課税されません。

① 算定期間末日の事業所合計床面積

☆ 事業所床面積は天津市内の算定期間末日にあるすべての事業所床面積を合計します。(共用面積がある場合は共用床面積も合計に加えます。)

ホテルの面積 1250.29㎡ ①

② 算定期間末日の非課税事業所床面積

☆ 休憩室等の福利厚生施設は非課税施設に該当します。また**特定防火対象物に該当**するため消防用設備等及び防災施設等に係る非課税の適用があります。

※特定防火対象物(映画館、遊技場、飲食店、物品販売店舗、旅館・ホテルなど)……………あらし別冊 P.6参照

※消防用設備等及び防災施設等に係る非課税……………あらし別冊 P.7参照

福利厚生施設	休憩室……………	全部非課税
消防用設備	消防用設備等にかかるパイプスペース等(一般設備の配管又は配線と併せて格納する場合を含む)……………	全部非課税
防災施設等	階段・廊下……………特別避難階段の階段室及び附室、避難階段……………	全部非課税
	上記以外の直通階段で避難階に通じるもの、左以外の階段室で防火区画されているもの、廊下……………	2分の1非課税
	エレベーター……………非常用エレベーター(機械室・エレベーターホール含む)……………	全部非課税
	上記以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路……………	2分の1非課税
	避難階における屋外への出入口の部分……………	2分の1非課税

例のホテルでは階段は特別避難階段以外の避難階に通じる直通階段に該当するので2分の1が非課税となります。

エレベーターについては非常用エレベーター以外のエレベーターに該当するので2分の1が非課税となります。

☆ 非課税施設の面積の計算

$$4.87\text{㎡} + ((89.52\text{㎡} + 83.33\text{㎡} + 53.76\text{㎡}) / 2) + (4.33\text{㎡} \times 6 / 2) + ((16.78\text{㎡} + 33.56\text{㎡} + 16.78\text{㎡}) / 2) + (4.22\text{㎡} \times 3) + (10.57\text{㎡} / 2) = 182.67\text{㎡} \quad \text{②}$$

休憩室 廊下(2分の1非課税) EV(2分の1非課税) 階段(2分の1非課税) パイプスペース(全部非課税) 出入口(2分の1非課税)

③ 免税点の判定

☆ 資産割の免税点は事業所床面積から非課税部分を除いた面積で判定します。

$$1,250.29\text{㎡} - 182.67\text{㎡} = 1,067.62\text{㎡} > 1,000\text{㎡} \dots\dots\dots 1,000\text{㎡} \text{を超えるので資産割の課税対象となります。}$$

課税標準の算定・税額計算

① 課税標準の特例

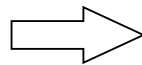
(課税標準の特例)……あらしP.34……控除割合1/2

① 旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設(宿泊に係る施設に限ります)。具体的には次のとおりです。

- 1 客室
- 2 食堂(専ら(概ね8割程度)宿泊客の利用に供する施設に限る)
- 3 広間(主として(概ね5割以上)宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く)
- 4 その他宿泊に係る施設(ロビー、浴室、厨房、機械室、玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービスステーション、便所、階段(防災設備の非課税該当の直通階段等は除く)、昇降機(防災設備の非課税該当は除く)、リネン室、ランドリー室)

② 風俗営業法第2条第6項第4号の営業に係る施設(いわゆるラブホテル)は適用されません。

客室面積	402.63㎡
広間	60.78㎡
レストラン(専ら宿泊客が利用)	85.39㎡
厨房	25.12㎡
ロビー	88.19㎡
浴室	59.52㎡
機械室	17.34㎡
フロント	15.42㎡
クローク	6.56㎡
サービスステーション	10.52㎡
トイレ	9.74㎡
リネン室	35.15㎡
ランドリー室	18.21㎡



課税標準の特例対象床面積
合計 834.57㎡



控除割合 2分の1
課税標準の特例適用対象床面積
417.28㎡ 1㎡の100分の1未満切捨て

- 階段……………防災設備の非課税該当は除きます
- 昇降機……………防災設備の非課税該当は除きます
- ゲームコーナー……………宿泊に係る施設に該当しない
- 自販機スペース……………宿泊に係る施設に該当しない
- 事務所……………宿泊に係る施設に該当しない

② 課税標準となる事業所床面積 $1250.29\text{㎡} - 182.67\text{㎡} - 417.28\text{㎡} = 650.34\text{㎡}$
事業所床面積 非課税面積 控除面積

③ 課税標準となる事業所床面積 × 税率600円で計算して**資産割額**を求めます。

$650.34\text{㎡} \times 600\text{円} = 390,204\text{円}$ ……………**資産割額**

④ **申告により納付すべき事業所税額**は資産割額と従業者割額の合計により求めます。 事例では従業者数が25名で従業者割は免税点以下です。

$390,204\text{円} + 0\text{円} = 390,204\text{円}$ **390,200円** 百円未満切捨て ……………**税額**

申告書

第十四号様式

受付 印 (あて先) 大津市長	令和 X 年 4 月 28 日	※ 処理 事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
			通信日付印	確認印				
			申告年月日		年	月	日	
(フリガナ) 氏名又は名称	カブシキガイシャ ミササギホテル 株式会社 御陵ホテル	住所 又は 所在地	〒520-8575 大津市御陵町3-1	(電話)	事業種目		ホテル業	
個人番号又は法人番号	9 9	支店		(電話)	資本金の額又は 出資金の額		10,000,000	
(フリガナ) 法人の代表者氏名	オオツ ジロウ 大津 二郎			(電話)	所轄税務署名		大津 税務署	
Y 年 4 月 1 日から X 年 3 月 31 日までの 事業年度又は 課税期間 の事業所税の 申告書			この申告に 応答する者 の氏名		(電話)		077-555-0000 総務 太郎	

資 産 割 割	事業所	算定期間を通じて使用された事業所床面積	①	1,250.29	従 業 者 割 割	従業者給与総額	⑫	
	床面積	算定期間の中途において新設又は廃止された事業所床面積	②			非課税に係る従業者給与総額	⑬	
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積	③	182.67		控除従業者給与総額	⑭	
		②に係る非課税床面積	④			課税標準となる従業者給与総額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積	⑤	417.28		従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$)	⑯	
		②に係る控除床面積	⑥			既に納付の確定した従業者割額	⑰	
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる床面積 (①-③-⑤) × $\frac{12}{12}$	⑦	650.34		資産割額と従業者割額の合計額 (⑩ + ⑯)	⑱	390,200
		②に係る課税標準となる床面積	⑧			既に納付の確定した事業所税額 (⑪ + ⑰)	⑲	00
		課税標準となる床面積合計 (⑦ + ⑧)	⑨	650.34		この申告により納付すべき 事業所税額 (⑱ - ⑲)	⑳	390,200
		資産割額 (⑨ × 600円)	⑩	390,204.00		備考		
	既に納付の確定した資産割額	⑪		関与税理士	(電話)			

別表3 課税標準の特例明細書

課税標準の特例明細書

算定期間	令和 Y 年 4 月 1 日から	※	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	令和 X 年 3 月 31 日まで	氏名又は 個人番号又は 法人番号	株式会社 御陵ホテル				

※	事業所等の名称	御陵ホテル		事業所等の所在地	大津市御陵町3-1		
課税標準の特例内訳		資 産 割			従 業 者 割		
※	課税標準の特例適用 対象床面積 ㉞	控除割 合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ㊲	控除割 合 ㊳	控除従業者給与総額 (㊲×㊳) ㊴	
	法第701条の41 第 1 項第 9 号該当	ni	834.57	ni	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円
	法第701条の41 第 項第 号該当	ni	—	ni	円	—	円
	雇用改善助成対象者	ni	—	ni	円	1/2	円
合 計		ni	/	ni	円	/	円
※	事業所等の名称			事業所等の所在地			
課税標準の特例内訳		資 産 割			従 業 者 割		
※	課税標準の特例適用 対象床面積 ㉞	控除割 合 ㉟	控除事業所床面積 (㉞×㉟) ㊱	課税標準の特例適用対象 従業者給与総額 ㊲	控除割 合 ㊳	控除従業者給与総額 (㊲×㊳) ㊴	
	法第701条の41 第 項第 号該当	ni	—	ni	十億 百万 千 円	—	十億 百万 千 円
	法第701条の41 第 項第 号該当	ni	—	ni	円	—	円
	雇用改善助成対象者	ni	—	ni	円	1/2	円
合 計		ni	/	ni	円	/	円
控除事業所床面積の合計			ni	控除従業者給与総額の合計		3,978,471	

第四十四号様式別表三